

エ・13・0（有効期間：令和16年3月末）
（保存期間：令和6年12月末）

一般（人少、広相、
刑企、捜一）第114号
令和6年5月8日

関係所属長 殿

山形県警察本部長

精神科病院における障害者虐待事案への適切な対応について（通達）

令和4年12月10日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）が成立し、令和6年4月1日から施行された。同法により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）が一部改正され、精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）による障害者虐待（法第40条の3第1項に規定する障害者虐待をいう。以下同じ。）を受けたと思われる精神障害者を発見した者への通報義務が新たに設けられた。

各警察署にあっては、精神障害者の権利擁護の推進を図ることとした法改正の趣旨を踏まえ、下記の点に留意して適切な対応に努められたい。

記

第1 認知時における適切な対応

1 都道府県への通報（法第40条の3関係）

精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を含む。以下同じ。）に通報しなければならないこととされている。したがって、各種相談の受理、事件捜査、保護の取扱い等各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、速やかに都道府県に通報すること。

(1) 通報に係る留意事項

ア 被害者が法に規定する「精神障害者」に該当するかどうか判断ができない場合

法に規定する「精神障害者」とは、法第5条第1項において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者とされている。しかしながら、警察において、被害者が「精神障害者」に該当するかどうかを正確に判断することは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等から、被害者が精神科病院において医療を受

けていること等が判明した場合には、通報の対象とすること。

なお、通報については、被害者が自身を「精神障害者」とであると認識していなくても差し支えない。

イ 障害者虐待があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる精神障害者」について行うものであるため、障害者虐待を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性があるとは判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

ウ 加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合

加害者を特定していても、当該加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合があり得るが、その場合であっても、障害者虐待事案の早期発見・対応の観点から、通報の対象とすること。

エ 精神障害に起因する申出と疑われる場合

精神障害者から障害者虐待を受けている旨の申出がなされ、当該申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、都道府県において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

(2) 通報要領

当県警察で認知した、精神科病院における障害者虐待事案については、人身安全少年課に集約し、同課から関係都道府県に通報するものとする。

通報は、原則として精神科病院における障害者虐待事案通報票（別添1。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には電話により行い、後日通報票を送付するものとする。

通報票について、通報時点で詳細が判明していない事項の欄には、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、通報票の記載要領については、「精神科病院における障害者虐待事案通報票」の記載に当たっての留意事項（別添2）を参照すること。

(3) 通報後の措置状況の把握

人身安全少年課において、通報事案についての措置結果を確実に把握し、関係警察署と情報を共有すること。

なお、通報後1か月を経過しても都道府県から措置結果の連絡がないときには、人身安全少年課を通じて状況を確認すること。

2 通報以外の措置

障害者虐待事案を認知した際は、被害者の安全確保を図るとともに、事案の緊急性・重大性を踏まえつつ、事件化の可否及び要否を迅速に判断し、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、速やかに必要な捜査を行うこと。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指

導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

3 適切な相談等への対応

精神障害者から被害の相談や申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮しながら、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応すること。

4 養護者等にかかる障害者虐待事案への対応

養護者等からの障害者虐待事案の通報先については、従前どおり市町村であることに留意すること。

第2 その他

1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、生活安全（刑事生活安全）課、刑事課、地域課、被害者支援担当等関係各課で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

都道府県等の関係機関等が障害者虐待事案を認知して警察に情報提供等する場合も含め、関係機関等と相互に連携し、被害者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

3 指導、教養の徹底

警察における障害者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。